

○こうち人づくり広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

令和 4 年 3 月 9 日
規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、こうち人づくり広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 4 年こうち人づくり広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 任命権者は、条例第 2 条の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(辞令書の交付)

第 3 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(1) 条例第 2 条から第 3 条までの規定により任期を定めて職員を採用する場合

(2) 条例第 2 条から第 3 条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により、条例第 2 条から第 3 条までの規定により任期を定めて採用された職員が当然に退職する場合

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。